平成２７年（フ）第５２２号
北九州市八幡東区春の町２丁目12番13―201号
債務者　田上　智子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙354番地３
債務者　岩松マツ子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３号
長崎県壱岐市勝本町本宮西触559番地イ、旧住所福岡市東区馬出２丁目３番31―1202号
債務者　下條ゆかり
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目5022番地２（ハイツタカバ101号）
債務者　白澤　浩孝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町７番４号
債務者　安藤奈保子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市辻２丁目28番18号　401
債務者　大城スミ子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１１号
福島県須賀川市森宿字横見根61番地20
債務者　後藤　　満
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８０８号
神戸市須磨区古川町４丁目２番２号、住民票上の住所神戸市須磨区青葉町１丁目３番５号
債務者　テクノ・アスカこと　岩下　輝夫
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０９号
神戸市長田区雲雀ヶ丘１丁目５番19号
債務者　西内　　悠
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢77番地
債務者　田嶋　宏行
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢77番地、住民票上の住所京都府木津川市木津町南垣外25番地１
債務者　田嶋みよこ
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１１９号
佐賀県西松浦郡有田町黒川丙627番地19
債務者　山川真由美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２１８号
長崎県長崎市片淵２丁目14番12号
債務者　牟田　宏美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
長崎県長崎市南が丘町１番46―３号、旧住所福岡県福岡市東区筥松１丁目12番10―705号
債務者　天野　哲博
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
福島県二本松市杉田町１丁目111番地　五輪ハイツ202号室、住民票上の住所福島県二本松市智恵子の森４丁目42番地
債務者　石井　正行
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２５４号
佐賀県神埼市千代田町直鳥598番地
債務者　ＹＯＳＡＰＡＲＫ桜音こと　田中　好美
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係